

第1 A市長晴山に於る本件条例30条2項に基く命令(以下本件命令とする)はXの自由通路上に移動しなからホジグを行う自由(以下本件自由)を侵害し、憲法(以下憲法)21条1項に反しないか。自由通路に於る集会、デモ、座り込みを禁止する本件条例30条1項及び21条1項に反しないかが問題となる。

1 本件自由は自由通路上に移動しなからプラカードを持って静止する行為を内容とするものである。そして、21条1項は動いて集会してデモ行進を行う自由を集会の自由として保障しており、本件自由もデモ行進を内容とするものであるから、本件自由は21条1項に保障される。

2 本件命令は、これに反しない者に対して本件条例4条に基く過料とく罰則を課せんとを予定しているものであるから、本件自由の行使する表現活動に対して萎縮効果を及ぼすといえる。

したがって、本件命令は本件自由を制約する。

3 せば、かかる制約が正当化されるか。
 (1) 本件自由は、ホジグを通じてA市長晴山という公人を批判することを内容としているところ、これは政治的言論の内の一種であるから、自己の人格を發展せる自己実現の価値に加え、A市の住民自治を實現するといふ民主主義の過程に資する点で自己統治の価値もある。そのため、本件自由は重要な権利といえる。

一方、本件自由通路はA市の設置、管理するものであるから、A市長に管理権の行使についての裁量が大に認められるとも思える。しかし、本件自由通路は、多くの人が自由に出入りする市中心部にある主要なバスと駅周辺の大型商業施設とを結ぶ通路であるから、伝統的なパブリック・スペースである道路と同視できる。

こうした点から、本件自由の行使のために本件自由通路を利用するものが原則というべきである。

また、このような通路はデモ行進を行う者以外の通行人の安全に決定的な往来を著しく得るものであるから、一定の場合には本件自由の制約を認めるべきである。

1 また、本件命令に反しない場合には罰則が予定されているから制約の態様は狭いといえる。

2 さらに、目的が重要で手段が合理で必要に迫られている場合に限り、制約が正当化されると考え、
 (2) A 本件規定の目的は自由通路の歩行者の安全に決定的な往来の利便に資することである。かかる目的は重要といえる。
 1 デモ行進や集会を禁止すること、これに伴う歩行者の危険が生じる可能性が低下するから、目的達成のため効果的といえ、合理性は認められる。

2 一方、本件規定は集会、デモを全て禁止行為の対象としているとも認められる。そうだとすると、自由通路の歩行者の利便の安全に決定的な往来を著しく得るもののないデモ行進等までも禁止行為の対象として含まれてしまう点で過度な制約といえ、必要性は欠けるとも思える。

しかし、上記の本件規定を、本件自由を過度に制約の価値に配慮したうえで限定的に解釈することによって本件規定が本件自由の必要性は認められると考え、

3 また本件規定は、その目的が集会の自由の重要だから、歩行者の安全に決定的な往来を著しく得ることや明らかなる場合に限り適用されると解釈することができ、

したがって、このように解釈を限り、本件規定は過度ではなく、必要性が認められる。

(3) 以上より、本件規定を上記のように解釈を限り、本件規定による制約は正当化される。

4 よって、本件規定は21条1項に反しない。
 第2 せば、Xに対して本件命令が21条1項に反しないか。Xの本件行為が歩行者の安全に決定的な往来を著しく得ることや明らかなる場合といえれば本件規定の適用が可能となり、これに基く本件命令も適法となると考えられるため、この点について検討する。

1 Xは人目に対してやうい服装を着たうえでホジグを行ってか、このおいて通行人が集まる等によって歩行者の往来を著しく一定程度著しく得るものである。

また、Xの上記行為は自由通路を移動しなから行われるものであるから、Xや通行人が一地点に集まり往来を著しく得るという点では考えにくい。

また、確かにプラカードを介して移動する通行人にプラカードを介して怪我を及ぼす等して通行人に被害を及ぼすとも思えるが、午後2時から同日午後3時頃までという時間帯のみであり、時間帯も朝夕の通勤時間帯にはなく人通りが相対的に少ない時間帯であることが、上記の危険性はそれほど高くはない。

2 また、Xの事件行為は公人であるA市長職から生じた中、批判を容れものであるが、A市長が公人として批判にさらされたことはA市民であるXのにとっては住民自治の観点から重要であり、A市長が奔放な発言を繰り返していることであるが、Xの批判の内容が全く事実に無根拠のものであり、これにすぎない。Xの事件行為に対してA市長は事件命令を出しているが、その経緯も、A市長が上記の内容に対して激怒するという個人的感情を契機に市の職員に対応を指示したものである。当初は明らかに適用が困難な「広報」の件（事件条例（9条）項（号））に該当するとして対応を考へて、このこと~~は~~、事件命令の目的は、事件自由通路の通行人の安全を確保することであり、A市長の個人的な恨みによるものとは異なる。

すなわち、Xの事件行為は通行人の安全を確保することを目的として行われ、A市長の個人的な恨みによるものではないと認められ、A市長の不適切な目的に対して事件命令がなされたことが認められる。

3 以上に鑑みれば、Xの事件行為は事件規定の適用は無いと認められ、このためXの行為は事件命令の適用は不適切である。
（事件命令は適用されず）